

松浦市監査委員公表第3号

監査の結果に基づく措置状況の報告があるので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年10月21日

松浦市監査委員 丸田久永
松浦市監査委員 和田大介

措置状況(令和6年度前期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(1)補助金事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 松浦市事務決裁規程において、別表で1件50万円を超える200万円までの補助金交付決定は総務課長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されていた。適正に行われたい。(農業委員会)</p> <p>イ. 松浦市補助金等交付規則第11条第2項第1号に「事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に報告してその承認又は指示を受けなければならない」とあるが、変更交付申請書が補助事業完了後に提出されているものがあったため、適正に処理されたい。(水産課)</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア. 補助金の交付確定通知日が交付確定同日の決裁日より前の日付となっているものが見受けられた。(防災課)</p> <p>イ. 同一の補助事業において、交付決定後に事業費の増額がある場合、個別の交付決定ではなく、変更交付決定により対応されたい。(消防本部)</p>	<p>扱い手農地集積促進借り手助成金における交付決定の決裁文書については、(専決区分)50万円を超える200万円までは総務課長(己)決裁であるところ、失念しており事務局長(丙)決裁としたものです。今後は、松浦市事務決裁規程を再確認し、適正な事務処理を行うよう、事務局全体で周知徹底いたしました。(農業委員会)</p> <p>補助事業完了後に事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により市長に提出した書類の内容の変更がある場合には、松浦市補助金等交付規則第13条の規定による補助事業等実績報告書をもって処理するよう、職員に周知・指導を行いました。(水産課)</p> <p>交付確定通知を決裁日以降の日付に変更し、差替えを行いました。令和6年度以降は、適正な事務処理を徹底いたします。(防災課)</p> <p>ご指摘の件につきましては、令和6年度より変更交付申請で対応し、処理いたします。(消防本部)</p>
<p>(2)契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア. 前回の定期監査において指摘していたにも関わらず、長期継続契約で契約を締結しているもので、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の該当金額については減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものが見受けられた。(総務課)</p> <p>イ. 契約締結日が落札決定通知日から7日以上経過しているものが見受けられた。松浦市財務規則第90条に基づき適正に処理されたい。(防災課・消防本部)</p>	<p>監査からの指摘に基づき、指摘があった現在契約中の案件全てにおいて、変更契約を行い、「翌年度以降において歳入歳出予算の該当金額については減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項を追加いたしました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、適正な事務処理に努めます。(総務課)</p> <p>松浦市財務規則第90条に基づき、業者決定後7日以内の契約締結を徹底いたします。(防災課・消防本部)</p>

ウ. 每年年度ごとに契約をしているもので、契約書に自動更新条項が入っているものがあった。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっていることから、関係法令等に基づき処理されたい。(消防本部)

エ. ポンプ車及び積載車の車検において、指名業者ではない業者を1者選定し、また契約方法を緊急事態に対応するためとした1者随意契約理由は認めがたい。(消防本部)

【指導事項】

ア. 見積提出日が見積提出期限日より後の日付となっているものが見受けられた。(防災課)

イ. 1者随意契約を行う場合において、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする財務規則上の根拠規定(松浦市財務規則第86条ただし書き)の記載のないものが見受けられた。(水産課)

ウ. 競争入札の原則によらない随意契約は、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものが根拠規定であるが、実施伺において随意契約とする理由に「松浦市財務規則第86条ただし書きにより」と誤った根拠規定が記載されているものが見受けられた。同条ただし書きは1人の者から見積書を徴することをもって足りる。とした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。(水産課・会計課・消防本部)

エ. 予定価格50万円以下の随意契約理由に「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」と誤った根拠規定が記載されているものがあった。適用号数については、適切に判断し処理されたい。(福島支所)

ご指摘の件につきましては、特に先方から提案のあった契約書を基に契約締結をする場合は、「地方自治法第232条の3」の規定に基づき、自動更新条項など予算に基づかない契約は行いません。また、職員へ定期監査指摘をまとめ、あわせて周知徹底した事務処理に努めます。(消防本部)

ご指摘の件につきましては、緊急自動車であることに加え、福島地域内で対応できる業者がいなかったため、やむなく直近で対応できる業者と1者随意契約しておりました。令和6年度以降は指名業者2者以上に見積もりを徴し業務を実施します。あわせて、職員へ周知し適正な事務処理を徹底いたします。(消防本部)

既に契約期間満了の案件のため、今後は再発防止に努め適正な事務処理を徹底いたします。(防災課)

実施伺に財務規則上の根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により、1者から見積を徴することとする。」を記載しました。今後は会計事務の手引き等を再確認し適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(水産課)

実施伺において、正しい随意契約の根拠規定に修正いたしました。今後は関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(水産課)

ご指摘の件につきましては、関係法令に基づくものに修正を行いました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、適正な事務処理に努めます。(会計課)

ご指摘の件につきましては、伺いの記載の仕方が「及び」で並べて表記していたことにより、どちらの規定も1者随意契約の根拠規定のような表現となっていたものです。適切な決裁文書に訂正しました。今後は、適正な事務処理を行うよう職員に周知を行いました。(消防本部)

ご指摘の件につきましては、修正を行いました。適用号数の誤りがないよう事務処理において法令及び例規に該当する根拠を明確に記載するよう周知徹底しました。(福島支所)

オ. 1者見積徴収及び業者選定理由の根拠規定の記載がないものが見受けられた。(福島支所)	ご指摘の件につきましては、1者随意契約を行った業務委託において、松浦市財務規則上の根拠規定の記載が漏れておりました。当該決裁文書については、松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定を追記いたしました。併せて事務処理において法令及び例規に該当する根拠を明確に記載するよう周知徹底しました。(福島支所)
カ. 業務委託において、契約書に定められている作業報告書提出後の検査が実施されていないものが見受けられた。(会計課)	ご指摘の件につきましては、本来、検査調書が不要な保守点検業務の契約内容に、「作業報告書提出後の検査」を記載していたことにより不備となったものです。今後は、検査調書の要否について業務委託の契約区分の確認を行い、契約内容を精査したうえで、業務委託契約を締結するよう、適切な事務に努めます。(会計課)
キ. 予定価格50万円を超える保守業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、随意契約をしているものがあった。予定価格50万円を超える随意契約ができる委託契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合のみである。適用号数については、適切に判断されたい。(消防本部)	ご指摘の件につきましては、適用号数を誤り処理しておりました。今後は、随意契約に係る法令を遵守した適切な事務処理に努めます。(消防本部)
ク. 保守業務において、予定価格調書がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。(消防本部)	ご指摘の件につきましては、会計事務の手引きの職員周知徹底と手引きに基づく事務処理に努めます。(消防本部)
ケ. 委託業務において、見積書、契約締結伺及び契約書に業務名の相違が見受けられた。(消防本部)	ご指摘の件につきましては、文書の業務名を統一して処理します。あわせて、保存データの修正も徹底いたしました。(消防本部)
コ. 契約書に個人情報特記事項がないものが見受けられた。(消防本部)	ご指摘の件につきまして、「個人情報特記事項(別記)」の添付が必要な契約に関して、契約内容を精査し、適正な契約締結の事務に務めます。(消防本部)
サ. 救急活動事後検証業務の実績報告書に受付印等もなく、業務遂行の確認をされたのか不明なものが見受けられた。(消防本部)	ご指摘の件につきましては、救急活動事後検証業務の実績報告書を受付印押印後、回覧にて業務遂行の確認を行いました。あわせて、今後は受付回覧による実績確認に努めます。(消防本部)
【検討事項】	ご指摘の件につきましては、1日で完了する修繕(工程表不要)において、修繕実施日が不確定な場合に数日の期間を設定し修繕伺を作成していたことから、工程表がないケースが発生したものです。今後は期間を要しない修繕については、修繕伺の執行予定日の記載に留意いたします。また、ご指摘のあった会計事務の手引きの見直しについては、期間についての基準(2日以上は工程表必要)を明確化します。(会計課)

<p>(3)財産管理事務 【指導事項】</p> <p>ア. 行政財産目的外使用料の算定根拠に係る土地評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。 (鷹島支所・防災課)</p> <p>イ. 行政財産目的外使用書の許可日が決裁日より前の日付になっているものが見受けられた。(消防本部)</p> <p>【検討事項】</p> <p>多目的集会施設の修繕負担金の請求依頼文書に「基本協定及び松浦市自治公民館補助金交付要綱に基づき費用の2分の1を負担いただきますようお願ひいたします。」と明記されているが、費用負担を求める文書に補助金交付要綱に基づくという文言を使用することは適当でない。「松浦市自治公民館補助金交付要綱に基づき」は削除するよう検討されたい。(会計課)</p>	<p>ご指摘の件につきまして、本年度から土地評価証明書の取得日は、許可日を基準日として統一し、適正な事務処理を行います。(鷹島支所)</p> <p>令和6年度以降におきまして、土地・家屋評価証明書の税務課への交付依頼日及び評価証明書の取得日を許可日以前とするよう修正対応しました。(防災課)</p> <p>ご指摘の件につきましては、松浦市事務決裁規程及び松浦市文書管理規程の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。(消防本部)</p> <p>ご指摘の件につきましては、多目的集会所施設の管理に関する基本協定書第14条(管理施設の改修及び費用負担等)に「松浦市自治公民館補助金交付要綱に規定する補助対象となるものと同等の改造若しくは増築又は修繕を行った場合、甲(松浦市)が支払う経費のうち、乙(指定管理者)は要綱に基づく補助金相当額と同等の額を除く残額について、負担するものとする。」との記載を基に、指定管理者に分かりやすいよう請求依頼文書を作成したものです。</p> <p>今回、「補助金交付要綱に基づき」との文言が適当でないとの指摘を受けましたので、今後は「多目的集会施設の管理に関する基本協定書に基づき」に改めることとします。(会計課)</p>
---	--